

請書

令和 7年 7月15日

横浜市交通事業管理者
契約番号 2553025536

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2
商号又は名称 SKGマーケティング 株式会社
代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 熱中症指数計（施設区）

契約区分 ■ 確定契約 □ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						7	7	0	0	0

 ¥

課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					7	0	0	0	0

 ¥

免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
A&D AD-5695DLB 黒球型熱中症指数計（施設区）	4台	17,500	70,000
合 計			70,000

納入場所（履行場所） 横浜市交通局川和保守管理所

納入期限（履行期限）	令和 7年 7月 15日 から 令和 7年 10月 31日 まで
前 金 払	■ しない □ する
部 分 払	■ しない □ する
部 分 払 の 基 準	□ 設計書のとおり □
支 払 時 期 の 特 約 の 確 認	適法な請求書を受理した日から起算して30日以内
契約約款の適用	☐ 物品供給契約約款 ☐ 委託契約約款 ☐ 賃貸借契約約款 ☐ ☐ 物品製造(印刷製本)請負契約約款 ☐ 修繕請負契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款

「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。